

# 令和4年11月市議会総務委員会資料

## 第149号議案 長崎市職員退職手当条例の一部を改正する条例

### 目次

条例の概要 . . . . . 3～4 ページ

新旧対照表 . . . . . 5～8 ページ

総 務 部

令和4年11月



## 長崎市職員退職手当条例の一部を改正する条例の概要

### 1 改正の理由

国家公務員の退職手当制度に準じて、長崎市においても退職手当の支給の対象となる非常勤職員の要件を緩和したいのと、その他所要の整備をしたい。

### 2 条例改正の内容

#### (1)会計年度任用職員に係る退職手当の支給要件の緩和

フルタイム会計年度任用職員の退職手当の支給要件となる月の勤務日数は18日以上とされているが、この日数と月の週休日や休日を減じた日数の差が少ないときは、要件を満たしにくい状況が生じることから、フルタイム会計年度任用職員にかかる退職手当の支給要件となる月の勤務日数について、次のように改めたい。

#### 【現行】

フルタイム会計年度任用職員のうち、常勤職員の勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて6月を超え、引き続き常勤職員の勤務時間以上勤務する職員

#### 【改正後】

フルタイム会計年度任用職員のうち、常勤職員の勤務時間以上勤務した日が18日（1月間の週休日や休日を減じた日数が20日に満たない日数の場合）以上ある月が引き続いて6月を超え、引き続き常勤職員の勤務時間以上勤務する職員

#### <例>

		R4. 12	R5. 1	R5. 2	R5. 3	R5. 4	備考
月の週休日や休日を減じた日数		20日	19日	19日	22日	20日	月の週休日や休日を減じた日数が20日を下回る令和5年1月と2月は、改正後、次の計算により支給要件となる月の勤務日数が17日となる。
退職手当の支給要件となる月の勤務日数	改正前	18日					
	改正後	18日	17日	17日	18日	18日	計算：18日 - (20日 - 19日) = 17日

施行日

(2) 職員の失業者の退職手当の支給に係る基準勤続期間の算定要件の緩和

職員の失業者の退職手当（※）の支給に係る勤続期間の算定に用いる月の勤務日数についても(1)と同様に改めたい。

※失業者の退職手当…公務員が退職した場合において、退職手当の額が雇用保険法の失業等給付相当額に満たず、かつ、退職後一定期間を超えて失業しているときは、その差額分を雇用保険法の支給条件に従い支給する制度

(3) その他

長崎市職員退職手当条例の改正に伴い、関係部分の用語の整理のほか所要の整備を行う。

3 施行期日

令和5年1月1日（長崎市職員退職手当条例第9条第3項の改正部分は公布の日）

長崎市職員退職手当条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>○長崎市職員退職手当条例 (昭和32年長崎市条例第15号) (退職手当の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月(以下「<u>18日以上</u>の勤務月」という。)が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下この項において「<u>傷病</u>」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者については、この限りでない。</p> <p>(勤続期間の計算の特例)</p> <p>第8条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。</p> <p>(1) 第2条第2項の規定による者 その者の<u>18日以上</u>の勤務月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間</p> <p>(2) 第2条第2項の規定による者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、<u>18日以上</u>の勤務</p>	<p>○長崎市職員退職手当条例 (昭和32年長崎市条例第15号) (退職手当の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日(1月間の日数(長崎市の休日定める条例(平成5年長崎市条例第35号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合)にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)以上ある月(以下「<u>職員みなし日数以上</u>の勤務月」という。)が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下この項において「<u>傷病</u>」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者については、この限りでない。</p> <p>(勤続期間の計算の特例)</p> <p>第8条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。</p> <p>(1) 第2条第2項の規定による者 その者の<u>職員みなし日数以上</u>の勤務月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間</p> <p>(2) 第2条第2項の規定による者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、<u>職員みなし日数</u></p>

現 行	改 正 案
<p>月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間</p> <p>(一般地方独立行政法人等から復帰した職員等の在職期間の計算)</p>	<p><u>以上の勤務月</u>が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間</p> <p>(一般地方独立行政法人等から復帰した職員等の在職期間の計算)</p>
<p>第9条 略</p>	<p>第9条 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 前2項の場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間については、<u>前条</u>(第5項及び第6項を除く。)の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間を特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間として計算するものとする。</p>	<p>3 前2項の場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間については、<u>第8条</u>(第5項及び第6項を除く。)の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間を特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間として計算するものとする。</p>
<p>(1)～(6) 略</p>	<p>(1)～(6) 略</p>
<p>4・5 略</p>	<p>4・5 略</p>
<p>(失業者の退職手当)</p>	<p>(失業者の退職手当)</p>
<p>第11条 略</p>	<p>第11条 略</p>
<p>2 前項の「基準勤続期間」とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で<u>18日以上</u>の勤務月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。</p>	<p>2 前項の「基準勤続期間」とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員みなし日数以上の勤務月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。</p>
<p>(1)・(2) 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p>
<p>3～17 略</p>	<p>3～17 略</p>

長崎市職員退職手当条例等の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>○長崎市職員退職手当条例等の一部を改正する条例 (昭和37年長崎市条例第33号)</p> <p>附 則</p> <p>1～2 略</p> <p>(臨時の職員で在職期間が6月以上の者に対する退職手当の特例)</p> <p>3 臨時の職員で在職期間が6月以上の者に対する <u>新条例第3条から第5条</u> (公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。) までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。</p> <p>4～5 略</p>	<p>○長崎市職員退職手当条例等の一部を改正する条例 (昭和37年長崎市条例第33号)</p> <p>附 則</p> <p>1～2 略</p> <p>(臨時の職員で在職期間が6月以上の者に対する退職手当の特例)</p> <p>3 臨時の職員で在職期間が6月以上の者に対する <u>長崎市職員退職手当条例第3条から第5条</u> (公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。) までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。</p> <p>4～5 略</p>

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例 (令和元年長崎市条例第81号)</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(退職手当に関する経過措置)</p> <p>2 第8条の規定による改正後の長崎市職員退職手当条例(以下「<u>新条例</u>」という。)第2条第2項に規定する18日以上勤務した月には、この条例の施行の日の前日を含む月以前の在職期間は含まないものとする。</p> <p>3 <u>新条例第2条第2項</u>の規定による者以外の者の同項に規定する18日以上勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、<u>新条例の規定</u>を適用する。この場合において、その者に対する<u>新条例第3条から第5条</u>までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。</p>	<p>会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例 (令和元年長崎市条例第81号)</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(退職手当に関する経過措置)</p> <p>2 第8条の規定による改正後の長崎市職員退職手当条例第2条第2項に規定する18日以上勤務した月には、この条例の施行の日の前日を含む月以前の在職期間は含まないものとする。</p> <p>3 <u>長崎市職員退職手当条例第2条第2項</u>の規定による者以外の者の同項に規定する18日以上勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、<u>同条例の規定</u>を適用する。この場合において、その者に対する<u>同条例第3条から第5条</u>までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。</p>

現 行	改 正 案
<p>4 前項の規定の適用を受ける者（引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。）に対する新条例第8条の2の適用については、同条中「12月」とあるのは「6月」とする。</p>	<p>4 前項の規定の適用を受ける者（引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。）に対する長崎市職員退職手当条例第8条の2の適用については、同条中「12月」とあるのは「6月」とする。</p>